



工作物設置許可基準について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成6年10月11日

受河第96号
平成6年10月11日

関係各課長
各土木事務所長
農林水産部長 } 殿

河川課長

工作物設置許可基準について（通知）

平成6年9月22日付建設省河治発第72号で別添写しのとおり通知がありましたので、今後事務上の参考としてください。

受河第96号
平成6年10月 日

各市町村長 殿

鳥取県土木部河川課長

工作物設置許可基準について（通知）

平成6年9月22日付建設省発第72号で別添写しのとおり通知がありましたので、今後の許可申請事務の参考としてください。

『配布先』

○関係各課長

管理課
道路課
都市計画課
下水道課
港湾課
砂防利水課
建築課

農林水産部長

○各土木事務所長

鳥取土木事務所長
郡家土木事務所長
倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
根雨土木事務所長

○各市町村

鳥取県土木主管部長 殿

平成6年9月22日
建設省河治発第72号

建設省河川局治水課長

工作物設置許可基準について

河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的な技術的基準として、別紙のとおり工作物設置許可基準を定めたので、その運用については、下記事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。（なお、貴管下市町村に対しても周知方お願いする。）

記

1. 本基準は、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的な技術的基準を定めたものであり、各河川管理者は、地域の実情等に応じ、法令及び本基準の趣旨を逸脱しない範囲において本基準を補充する基準を設け許可をすることも可能であること。
2. 本基準は、主な工作物についての基準であり、本基準に取り上げていない工作物については、本基準の考えを参考とするとともに、治水上利水上その他の河川管理上の支障について個別に審査し、許可するものであること。
3. 工作物の設置等の許可を行うにあたっては、本基準のほかに、構造に関しては「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号）に、土木工学上の安定計算等の設計基準的な内容については「河川砂防技術基準（案）」に基づき、総合的に河川管理上の判断を行うこと。

（ ）書は、都道府県あてのみ。

(別紙)

工作物設置許可基準

第1章 総則

(趣旨)

第1 この基準は、河川区域内における河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、法第6条第1項に規定する河川区域のうち遊水地、湖沼（ダム湖を含む。）及び高規格堤防特別区域を除いた区域における工作物の設置等に適用する。

(基本方針)

第3 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行なうことを基本とする。

- 1 当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- 2 当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。
- 3 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。
- 4 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。
- 5 河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和58年6月28日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう。）が定められている場合にあっては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

(設置等の一般的基準)

第4 工作物の設置等にあたっての一般的基準は次のとおりとする。

- 1 工作物の設置にあたっては、工事実施基本計画及びこれに基づく改修計画又は全体計画（以下、この基準において「工事実施基本計画等」という。）に適合した位置を選定するものとする。
- 2 工作物の設置にあたっては、地質的に安定した箇所を選定することを基本とするものとする。
- 3 水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず堤防の定規断面（工事実施基本計画等における堤防断面の定規として定められたものをいう。以下、この基準において同じ。）内に設けることが必要となる工作物の設置にあたっては、水衡部等以外の箇所を選定することを基本とするものとする。
- 4 3に掲げる工作物以外の工作物については、堤防の定規断面内に設置しないことを基本とするものとする。
- 5 橋、堰等河道内に設ける工作物並びに堤防の定規断面内に設ける水門及び樋門等の設置等にあたっては、既存の施設の統廃合に努めるものとする。
- 6 河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障の無いものを除き設けないものとする。
- 7 設置が不適当な箇所においてやむを得ず工作物を設置するときは、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講ずるものとする。
- 8 工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないように除却することを基本とするものとする。

第2章 堰

(設置位置の選定基準)

第5

- 1 設置が不適当な箇所
狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衡部、支派川の分合流部
河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所
- 2 設置にあたって対策が必要な箇所
河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した箇所
堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所
堰の計画湛水位が堤内地盤高より高くなる箇所

(設置の基準)

第6

- 1 共通事項
堰の平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。
起伏堰（ゴム引布製起伏堰を除く。以下同じ。）は、計画高水流量が大きい重要区間又は河床勾配が急な区間若しくは河床材料の粒径が粗い区間等には、設置しないことを基本とするものとする。
魚類等の遡上及び降下環境に配慮した構造とするものとする。

2 対策が必要な箇所における設置基準

他の工作物に近接して設置する場合において、堰の設置による河床の変動等により、他の工作物の基礎に影響を与えるおそれがあるときは、基礎の補強等の対策を講ずるとともに、堰柱については他の工作物と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とするものとする。

堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある箇所に設置するときは、堤内地の排水系統の見直し又はポンプによる排水処理等の対策を講ずるものとする。

計画湛水位が堤内地盤高より高くなる場合は、十分な漏水対策の他、水抜き施設の設置等、堤防の湿潤化防止対策を講ずるものとする。

第3章 水門及び樋門

(設置位置の選定基準)

第7

1 設置が不適当な箇所

水衝部

河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

2 設置にあたって対策が必要な箇所

既設の水門及び樋門(以下「水門等」という。)に近接した箇所

基礎地盤が軟弱な箇所

堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所

(設置の基準)

第8

1 共通事項

水門等の設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。

2 対策が必要な箇所における設置基準

既設の水門等に近接した箇所に設置するときは、取付護岸の一体化等必要な対策を講ずるものとする。

基礎地盤が軟弱な箇所及び堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第9

水門等は、統廃合に努めるものとする。

水門等は、他の利水及び河川利用の状況に配慮し設置するものとする。

第4章 水路

(設置の基準)

第10

1 共通事項

堤防に設置しないことを基本とするものとする。

堤外地において、河川の縦断方向に設置しないことを基本とするものとする。

堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とする。とともに、法勾配は緩かにし、その周囲には高水敷保護工を設置するものとする。

堤内地において、河川の縦断方向に設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日 建設省河治発第40号)によるものとする。

第5章 揚水機場及び排水機場

(設置の基準)

第11

1 共通事項

揚水機場及び排水機場(以下「揚排水機場」という。)のポンプ設備及び吐出水槽その他の調圧部を堤防法尻に近接して設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日 建設省河治発第40号)によるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第12

ポンプの連続運転による振動等により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、設置位置の変更や十分な振動対策等の措置を講ずるものとする。

第6章 取水塔

(設置位置の選定基準)

第13

1 設置が不適当な箇所

狭窄部(山間狭窄部は除く。)、水衝部、支派川の分合流部

河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所

2 設置にあたって対策が必要な箇所

河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所

(設置の基準)

第14

1 共通事項

魚類の迷入、吸い込み防止に配慮した構造とするものとする。

2 対策が必要な箇所における設置基準

取水塔の設置による局所洗堀が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗堀防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

第7章 伏せ越し

(設置位置の選定基準)

第15

1 設置が不適当な箇所

河床の変動が大きい箇所

河川に設けられている他の工作物(堰、橋等)に近接した箇所

2 設置にあたって対策が必要な箇所

基礎地盤が軟弱な箇所

基礎地盤に漏水履歴のある箇所

(設置の基準)

第16

1 共通事項

伏せ越しの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。

2 対策が必要な箇所における設置基準

基礎地盤が軟弱又は漏水履歴のある箇所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

第8章 管類等

(設置の基準)

第17

1 共通事項

縦断的に設置しないことを基本とするものとする。

圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする。

堤防乗り越し管は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。

堤防乗り越し管は、堤防の表法肩から堤外側部分については流水の乱れを大きくしないよう必要な対策を講ずるものとする。

堤防乗り越し管は、堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については堤防の定規断面内に設置しないものとする。

堤防乗り越し管の設置にあたっては管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずるものとする。

構造令に適合していない既存の橋には管類等を添架しないことを基本とするものとする。

第9章 集水埋渠

(設置位置の選定基準)

第18

1 設置が不適当な箇所

水衡部、支派川の分合流部

河床の変動が大きい箇所

河川に設けられている他の工作物(堰、橋等)に近接した箇所

(設置の基準)

第19

1 共通事項

設置深さは、計画河床、現河床に配慮するとともに、河床低下や洗堀に対して十分安全な深さとするものとする。

集水埋渠の有孔部は、堤脚から治水上支障のない距離を離して設置するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第20

集水埋渠の設置は、表流水取水が不適当又は著しく困難な場合に限られるものとする。

集水埋渠の取水量は、周辺の地下水利用等を著しく損なわない規模であるものとする。

埋設物の長さ等の規模は、施設の維持、補修を勘案した上で必要最小限にとどめるものとする。

第10章 橋

(設置位置の選定基準)

第21

- 1 設置が不適当な箇所
狭窄部(山間狭窄部は除く。)、水衡部、支派川の分合流部
河床の変動が大きい箇所
- 2 設置にあたって対策が必要な箇所
河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所

(設置の基準)

第22

- 1 共通事項
橋脚は、堤体内に設けないものとする。
橋の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないよう必要な対策を講ずるものとする。
- 2 対策が必要な箇所における設置基準
橋脚による局所洗堀が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗堀防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第23

橋を改築するときは、旧橋を撤去するものとする。
河川管理用通路を確保するものとする。

第11章 潜水橋

(設置の基準)

第24

- 1 共通事項
低水路に設置しないことを基本とするものとする。
潜水橋の上部構造が、洪水時等に流失することのないよう必要な対策を講ずるものとする。

第12章 道路

(設置位置の選定基準)

第25

- 1 設置が不適当な箇所
表小段

(設置の基準)

第26

- 1 共通事項
河川管理用通路の機能の確保を優先するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第27

防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要最小限にとどめるものとする。
道路付属物の基礎は堤防の定規断面内に設置しないことを基本とするものとする。
橋の堤外地側にアンダークロス道路は設置しないことを基本とするものとする。
他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう必要な対策を講ずるものとする。

第13章 自転車歩行者専用道路

(設置位置の選定基準)

第28

- 1 設置にあたって対策が必要な箇所
高水敷、表小段

(設置の基準)

第29

- 1 共通事項
自転車歩行者専用道路の設置の基準については、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて」(昭和50年11月19日建設省河治発第98号)によるものとする。

第14章 坂路

(設置位置の選定基準)

第30

- 1 設置が不適当な箇所
狭窄部、水衡部(川表側への設置の場合)

(設置の基準)

第31

1 共通事項

坂路は堤防の定規断面内に設置しないことを基本とするものとする。
川表側には逆坂路を設置しないものとする。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りではない。

第15章 階段

(設置の基準)

第32

1 共通事項

川表側は階段の上面を堤防方面に合わせ、川裏側は階段を堤防の定規断面外に設置することを基本とするものとする。
川表側は、護岸等の堤防補強を行うものとする。

第16章 防護柵

(設置に係る留意事項)

第33

堤体及び堤外地における防護柵の設置は、安全上必要と認められる部分に限られるものとする。

第17章 架空線類

(設置位置の選定基準)

第34

1 設置が不適当な箇所

鉄塔、コンクリート柱、木柱等の支柱(以下「鉄塔等」という。)については、狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

2 設置にあたって対策が必要な箇所

鉄塔等については、河床の変動が大きい箇所
鉄塔等については、堤外地
鉄塔等については、河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所
鉄塔等については、堤内地の堤脚付近

(設置の基準)

第35

1 共通事項

鉄塔等は河川の縦断方向に設置しないものとする。
河川の上空を横過する送電線又は電信線等の架空線(以下「架空線」という。)は堤外地にあっては河川の計画高水位に対し十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。

2 対策が必要な箇所における設置基準

架空線は計画堤防天端から十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。
堤外地に鉄塔等を設置するときは、河床の洗堀防止について適切に配慮された対策を講ずるものとする。

鉄塔等による局所洗堀が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗堀防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

堤内地の堤防に近接した箇所に鉄塔等を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日 建設省河治発第40号)によるものとする。

第18章 河底横過トンネル

(設置の基準)

第36

1 共通事項

河底横過トンネルの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。

設置深さは、河床低下や洗堀に対して十分安全な深さとするものとする。
河川水がトンネルを介して堤内へ流出するおそれがあるものについては両岸の堤内地側に制水ゲートを設置するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

第37

圧力管については、管の損傷による河川管理上の支障が生じないよう必要な対策を講じておくものとする。